

## (1)社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ H28 児童福祉法改正（子どもの家庭養育優先原則を明記）
- ・ H29.8 国より「新しい社会的養育ビジョン」が示される
- ・ H30.7 国より策定要領が示される  
→R2～R11の10年計画で「大阪市社会的養育推進計画」を策定（前計画）



- ・ R4 児童福祉法改正（子育て世帯支援の体制強化等）
- ・ R6.3 国より新たな策定要領が示される  
→R7～R11の5年計画で「大阪市社会的養育推進計画」を策定（新計画）

令和2年度から11年度までの推進期間(10年間)を通じて達成すべき目標及び5年ごとの前後期に区分した目標を設定(前計画)

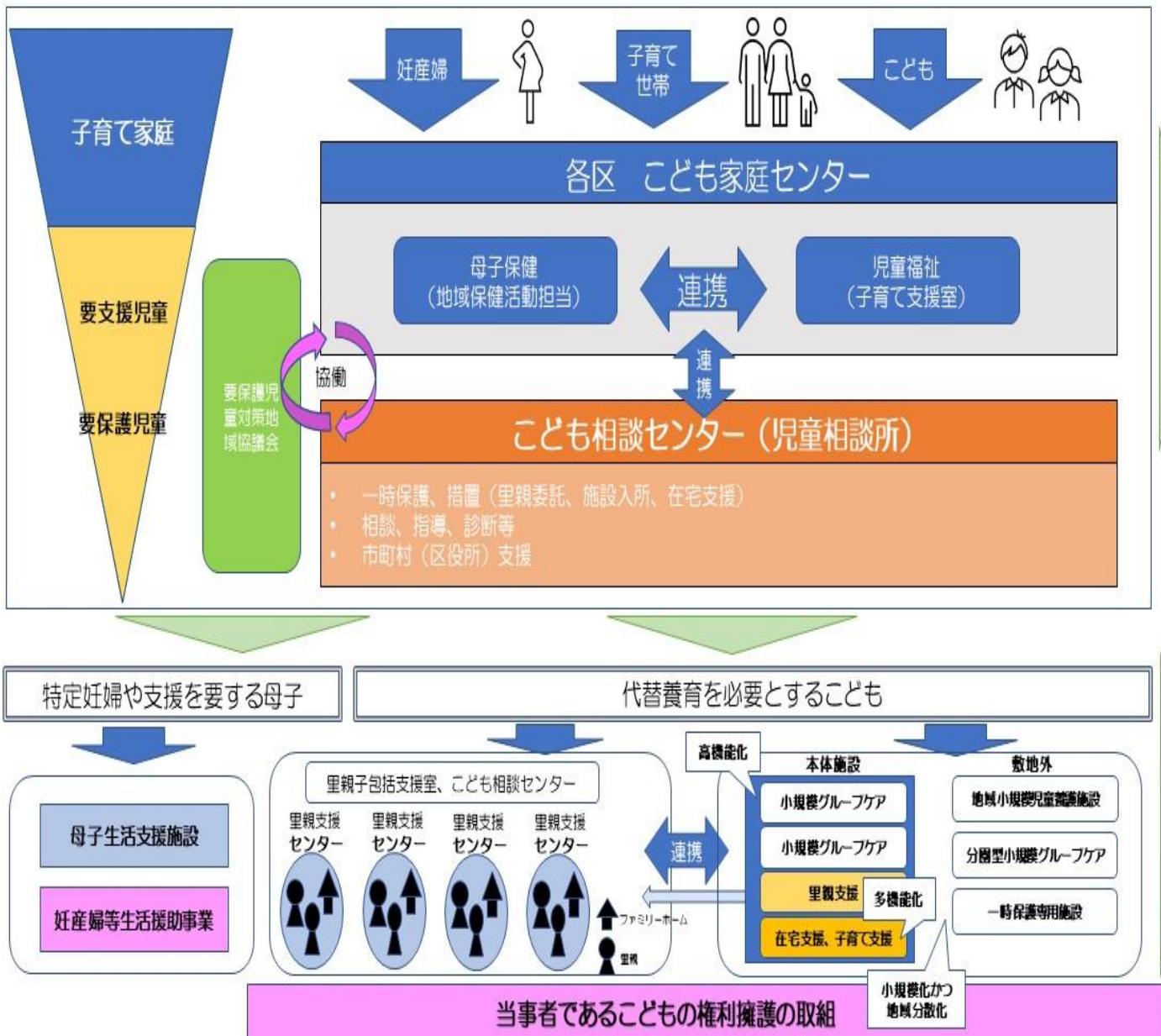


## 主な見直しのポイント

計画期間	令和7～11年度の5年を1期として策定
項目	令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障がい児入所施設における支援」を新設
項目記載事項	令和6年度末時点での目標達成見込と未達成の要因分析を行い、計画期間における資源の必要量と整備すべき見込量、地域の現状を検討し、年度ごとに定量的な整備目標を設定

## 基本的考え方

- ・ こども家庭センター（各区保健福祉センター）において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持
- ・ 代替養育を必要とするこどもについては、こども相談センターが家庭養育優先原則に基づき、里親等の中からこどもの意向や状況等をふまえて、代替養育先を検討
- ・ 里親等が代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続
- ・ 家庭との再統合が難しいこどもについては、特別養子縁組を積極的にすすめる



## 新計画の構成

- 第1章 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 第2章 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- 第3章 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- 第4章 支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組 【新規項目】
- 第5章 代替養育を必要とする子ど�数の見込み
- 第6章 一時保護改革に向けた取組
- 第7章 代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- 第8章 里親等への委託の推進に向けた取組
- 第9章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 第11章 児童相談所の強化等に向けた取組
- 第12章 障がい児入所施設における支援 【新規項目】

## (2)当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

### ポイント

令和4年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記され、法施行日（令和6年4月）から、里親等委託・施設入所・在宅指導の措置、一時保護の決定時等における「意見聴取等措置」の義務化、意見表明等支援事業の制度化が行われた。

### 取組方針

令和6年度から意見聴取等措置、意見表明等支援事業を実施するとともに、新設の児童福祉審議会「子どもの権利擁護部会」にて、学識経験者や弁護士などの委員が子どもの意見への対応状況を審議するなど、権利擁護に係る環境整備を進めている。

計画期間においても、子どもが意見を表明する機会を保障し、子どもの意見を丁寧に聴き、意向を十分に尊重した上で本人へ結果をフィードバックする。

資源	定量的な整備目標				
	R7	R8	R9	R10	R11
① 社会的養護に関わる関係職員及び 子ども自身に対する子どもの権利や 権利擁護手段に関する研修や啓発等の 実施回数、受講者等数	・関係職員への研修等実施回数:年1回 ・上記受講者数:各施設1人程度 ・子ども本人への啓発等:子どもの権利ノートの説明を毎年1回以上実施				
② 意見表明等支援事業を利用可能な 子どもの人数及び割合	児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業I型・ 里親・ファミリーホーム・子ども相談センター・一時保護所に入所中の全児童(100%) ※障がい児入所施設の実施時期は今後調整				

### (3)こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

#### ポイント

令和4年改正児童福祉法において、児童福祉分野と母子保健分野の連携強化のため、こども家庭センターの設置が努力義務化され、対象者への支援の種類や内容、課題等を記載するサポートプランの作成が義務付けられた。また、子育て家庭への支援充実のため、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、家庭支援事業として位置付けられた。

#### 取組方針

令和6年度から、こども家庭センター（区保健福祉センター）の運営を開始し、これまで以上に関係機関が連携を図り、一体となった対応を進める。

家庭支援事業については、家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）等を継続して実施  
児童家庭支援センターについては、現在の設置数を維持しながら、一層のこども家庭センターとの連携や地域のこども家庭支援の推進に向けて今後さらに検討。

資源	定量的な整備目標				
	R7	R8	R9	R10	R11
【相談支援体制等の整備に向けた取組】					
① こども家庭センターの設置数	24か所	24か所	24か所	24か所	24か所
② こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	・①統括支援員基礎研修 ②統括支援員実務研修 ③児童福祉司任用前講習会 ④要保護児童対策調整機関の調整担当者研修 計4回 ・①は各区統括支援員24名のうち新任職員 ②は各区統括支援員24名 ③④は各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員				

資源	定量的な整備目標				
	R7	R8	R9	R10	R11
【家庭支援事業等の整備に向けた取組】					
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策					
家事・育児訪問支援事業 (子育て世帯訪問支援事業)	訪問支援件数 5,682 人 (延べ人数)	訪問支援件数 5,614 人 (延べ人数)	訪問支援件数 5,556 人 (延べ人数)	訪問支援件数 5,491 人 (延べ人数)	訪問支援件数 5,422 人 (延べ人数)
親子関係形成支援事業	159 人	160 人	162 人	162 人	163 人
児童育成支援拠点事業	700 人				
子どものショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	1,464 人日	1,451 人日	1,450 人日	1,449 人日	1,460 人日
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	246 か所 1号:434,217人日 2号:287,218人日	246 か所 1号:384,604人日 2号:313,666人日	246 か所 1号:344,266人日 2号:340,770人日	246 か所 1号:298,010人日 2号:373,365人日	246 か所 1号:263,332人日 2号:410,856人日
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外対象)	106,138 人日	102,270 人日	98,246 人日	92,835 人日	87,457 人日
養育支援訪問事業	609 人	610 人	612 人	614 人	617 人
【児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組】					
① 児童家庭支援センターの設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

## (4) 支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組

### ポイント

令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う、妊産婦等生活援助事業が法律上位置付けられた。

### 取組方針

支援を必要とする妊産婦等には、当該事業により、相談支援や住まいや食事提供などの日常生活支援、個別支援計画の策定、医療機関や行政機関への同行支援など、包括的な支援を行う。

また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊産婦に対する入院・出産費用の助産制度の実施の他、妊産婦の身近な相談先となる各区保健福祉センターの職員に対する定期的な研修を行い、相談支援の充実を図る。

資源	定量的な整備目標				
	R7	R8	R9	R10	R11
① 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	令和7年度から実施する妊産婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討				
② 助産施設の設置数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
③ 特定妊婦等への支援に関する職員等への研修の実施回数、受講者数	母子保健従事者研修 2回 60名 こども福祉行政従事者研修1回 各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	母子保健従事者研修 3回 130名 こども福祉行政従事者研修1回 各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	母子保健従事者研修 2回 60名 こども福祉行政従事者研修1回 各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	母子保健従事者研修 3回 120名 こども福祉行政従事者研修1回 各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員	母子保健従事者研修2回 60名 こども福祉行政従事者研修1回 各区チームリーダー・虐待担当係長計48名のうち新任職員及び未受講職員

## (5)代替養育を必要とすることも数の見込み

ポイント

「児童人口推計 × 入所措置又は里親委託等されている人数のこども人口に占める割合」により算出  
→【代替養育を必要とすることも数の見込み】令和11年度 1,071人

## (6)一時保護改革に向けた取組

ポイント

令和6年3月、国から「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」等が示された。

取組方針

国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」をふまえ、4センター体制を確立できるよう、人材の確保・育成を行う。

一時保護において子どもの権利が守られるよう、すべての職員が子どもの意見に耳を傾ける姿勢を持つとともに、子どもが意見を表明しやすい環境整備に努める。

第三者評価の受審などにより、一時保護所における児童支援の質を向上していく。

資源		定量的な整備目標				
		R7	R8	R9	R10	R11
①	一時保護施設の定員数(4月1日時点)	130	130(年度中に170)	170(年度中に180)	180	180
②	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設:1か所 里親:284組 FH:24か所	一時保護専用施設:3か所 里親:305組 FH:25か所	一時保護専用施設:4か所 里親:327組 FH:26か所	一時保護専用施設:5か所 里親:350組 FH:27か所	一時保護専用施設:9か所 里親:372組 FH:28か所
③ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	1. 外部研修					
	(1) SV(指導者)研修	各センター4名ずつ×3カ所	各センター4名ずつ×3カ所	各センター4名ずつ×4カ所	各センター4名ずつ×4カ所	各センター4名ずつ×4カ所
	(2) 実務者研修	各センター2名ずつ×3カ所	各センター2名ずつ×3カ所	各センター2名ずつ×4カ所	各センター2名ずつ×4カ所	各センター2名ずつ×4カ所
	(3) CVPPP トレーナー研修	各センター8名ずつ×3カ所	各センター8名ずつ×3カ所	各センター8名ずつ×4カ所	各センター8名ずつ×4カ所	各センター8名ずつ×4カ所
	(4) 一時保護施設管理者研修	各センター1名ずつ×3カ所	各センター1名ずつ×3カ所	各センター1名ずつ×4カ所	各センター1名ずつ×4カ所	各センター1名ずつ×4カ所
	2. センター全体研修					
	(1) 新転任者研修	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員
	3. 一時保護所全体研修					
	(1)	対面・オンライン・録画視聴併用①:全職員	対面・オンライン・録画視聴併用①:全職員	対面・オンライン・録画視聴併用①:全職員	対面・オンライン・録画視聴併用①:全職員	対面・オンライン・録画視聴併用①:全職員
	(2)	対面・オンライン・録画視聴併用②:全職員	対面・オンライン・録画視聴併用②:全職員	対面・オンライン・録画視聴併用②:全職員	対面・オンライン・録画視聴併用②:全職員	対面・オンライン・録画視聴併用②:全職員
④	4. 各一時保護所所内研修					
	(1) 新転任者研修	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員	新転任者全員
	(2) 各センターで定期的に実施	全職員	全職員	全職員	全職員	全職員
④	第三者評価を実施している一時保護施設数	1(北部)	1(中央)	1(南部)	1(東部)	1(北部)

## (7)代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組

### ポイント

令和4年改正児童福祉法において、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、子どもの最善の利益を実現することが求められている。そのため、代替養育を必要とする子どもについては、里親等の中から子どもの意向や状況等をふまえて代替養育先を検討し、里親等が代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、理念に基づくケースマネジメントを継続する必要がある。

### 取組方針

子ども相談センターにおいては、上記理念に基づくケースマネジメントを徹底し、区役所と協働して保護者の養育を支援する。親子分離となつたケースについては、保護者との関係などを整理して子ども自身が理解できるよう支援しながら、家族再統合を進める。子どもの最善の利益の観点から、家族再統合が難しい場合は、特別養子縁組を積極的にすすめる。

資源		定量的な整備目標				
	R7	R8	R9	R10	R11	
【親子関係再構築に向けた取組】						
①	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	・ライフストーリーウーク実施 40人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施 50件	・ライフストーリーウーク実施 50人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施 55件	・ライフストーリーウーク実施 50人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施 55件	・ライフストーリーウーク実施 50人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施 55件	・ライフストーリーウーク実施 50人 ・ファミリーグループカンファレンスの実施 55件
②	親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施回数、受講者数	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数:2回(受講者:45人) 親への相談支援等に関する新任職員研修1回(100%)	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数:2回(受講者:45人) 親への相談支援等に関する新任職員研修1回(100%)	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数:2回(受講者:45人) 親への相談支援等に関する新任職員研修1回(100%)	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数:2回(受講者:45人) 親への相談支援等に関する新任職員研修1回(100%)	親への相談支援等に関する児相職員研修 ・実施回数:2回(受講者:45人) 親への相談支援等に関する新任職員研修1回(100%)
【特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組】						
①	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	20件	21件	21件	22件	22件
②	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数(業務委託している家庭養護促進協会分、①の内数)	14件	14件	14件	15件	15件
③	特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員の割合	100%	100%	100%	100%	100%

## (8)里親等への委託の推進に向けた取組

### ポイント

#### ◆里親等委託率

令和11年度のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等委託の推進とともに、施設においても本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、すべての子どもが家庭的な養育環境で生活できる状態を実現。

令和11年度の里親等委託率（目標）については、前計画と同様の算定方法により算出。  
→令和11年度末における目標値は36.5%とする

### 取組方針

代替養育を必要とする子どもについては、里親等への委託を第一に検討する。十分な数の里親の確保に努め、子ども相談センターの一貫した責任体制の下に、里親支援センターを中心にフォースタリング業務を実施する。

資源		定量的な整備目標				
	R7	R8	R9	R10	R11	
	【里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等】					
①	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率	3歳未満:18.5% 3歳～就学前: 31.6% 学童期以降:25.4% 全体:25.4%	3歳未満:24.1% 3歳～就学前: 34.5% 学童期以降:27.5% 全体:28.0%	3歳未満:29.7% 3歳～就学前: 37.3% 学童期以降:29.6% 全体:30.6%	3歳未満:35.4% 3歳～就学前: 40.1% 学童期以降:31.8% 全体:33.3%	3歳未満:42.9% 3歳～就学前: 45.0% 学童期以降:34.0% 全体:36.5%
②	登録率	55.2%	59.2%	63.4%	68.0%	72.7%
③	稼働率	46.1%	47.3%	48.3%	49.0%	50.2%
④	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数	里親登録数: 284世帯 養育:282世帯 専門:2世帯 (養子:82世帯)	里親登録数: 305世帯 養育:302世帯 専門:3世帯 (養子:85世帯)	里親登録数: 327世帯 養育:324世帯 専門:3世帯 (養子:88世帯)	里親登録数: 350世帯 養育:347世帯 専門:3世帯 (養子:91世帯)	里親登録数: 372世帯 養育:368世帯 専門:4世帯 (養子:94世帯)
⑤	ファミリーホーム数	24か所	25か所	26か所	27か所	28か所
⑥	里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	6件	6件	6件	6件	6件
	【里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組】					
①	里親支援センターの設置数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②	・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数 ・受講者数	6回 106世帯157人	6回 114世帯169人	6回 122世帯181人	6回 130世帯193人	6回 137世帯205人

## (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### ポイント

令和2年度から、施設の小規模化・地域分散化を推進しているが、用地確保が困難な状況にあり、計画どおり進捗していない。また、施設の小規模化かつ地域分散化に伴い、より少人数の職員体制となることから、職員の負担はさらに大きくなっている。

### 取組方針

本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、施設の小規模化・地域分散化に合わせて、本体施設における空きユニットを一時保護専用ユニットや本市が実施する子育て支援事業実施場所として、順次転用を進めていく。また、こどもが安全に安心して十分なケアを受けられるよう、施設における支援力の強化を図る。

資源		定量的な整備目標				
		R7	R8	R9	R10	R11
①	小規模かつ地域分散化した施設数	単位(か所) 乳児院 GC(本体)21 GC(分園) 2 児童養護施設 GC(本体)30 GC(分園) 3 地域小規 26	単位(か所) 乳児院 GC(本体)28 GC(分園) 3 児童養護施設 GC(本体)35 GC(分園) 3 地域小規 30	単位(か所) 乳児院 GC(本体)28 GC(分園) 4 児童養護施設 GC(本体)41 GC(分園) 3 地域小規 41	単位(か所) 乳児院 GC(本体)28 GC(分園) 5 児童養護施設 GC(本体)40 GC(分園) 4 地域小規 43	単位(か所) 乳児院 GC(本体)21 GC(分園) 13 児童養護施設 GC(本体)52 GC(分園) 7 地域小規 46
②	小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	単位(人) 乳児院 GC(本体)111 GC(分園) 9 児童養護施設 GC(本体)206 GC(分園) 18 地域小規 155	単位(人) 乳児院 GC(本体)137 GC(分園) 13 児童養護施設 GC(本体)202 GC(分園) 16 地域小規 179	単位(人) 乳児院 GC(本体)132 GC(分園) 17 児童養護施設 GC(本体)236 GC(分園) 16 地域小規 245	単位(人) 乳児院 GC(本体)126 GC(分園) 21 児童養護施設 GC(本体)214 GC(分園) 20 地域小規 257	単位(人) 乳児院 GC(本体)84 GC(分園) 53 児童養護施設 GC(本体)240 GC(分園) 38 地域小規 271
③	養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数	【乳児院】 家庭支援:6 施設 心理療法:6 施設 【児童養護】 家庭支援:12 施設 心理療法:12 施設 自立支援:11 施設	【乳児院】 家庭支援:6 施設 心理療法:6 施設 【児童養護】 家庭支援:12 施設 心理療法:12 施設 自立支援:11 施設	【乳児院】 家庭支援:6 施設 心理療法:6 施設 【児童養護】 家庭支援:12 施設 心理療法:12 施設 自立支援:11 施設	【乳児院】 家庭支援:6 施設 心理療法:6 施設 【児童養護】 家庭支援:12 施設 心理療法:12 施設 自立支援:12 施設	【乳児院】 家庭支援:6 施設 心理療法:6 施設 【児童養護】 家庭支援:12 施設 心理療法:12 施設 自立支援:12 施設
④	養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配職員数	【乳児院】 家庭支援:2 心理療法:9 【児童養護】 家庭支援:9 心理療法:15 自立支援:13	【乳児院】 家庭支援:2 心理療法:9 【児童養護】 家庭支援:9 心理療法:16 自立支援:13	【乳児院】 家庭支援:2 心理療法:9 【児童養護】 家庭支援:11 心理療法:17 自立支援:13	【乳児院】 家庭支援:6 心理療法:10 【児童養護】 家庭支援:11 心理療法:18 自立支援:14	【乳児院】 家庭支援:5 心理療法:10 【児童養護】 家庭支援:13 心理療法:19 自立支援:16

※上記表内のGCと記載があるのは、グループケアの略。

資源		定量的な整備目標				
	R7	R8	R9	R10	R11	
⑤	養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数	【乳児院】 親子支援:1 家族療法:2 【児童養護】 親子支援:1 家族療法:1	【乳児院】 親子支援:1 家族療法:2 【児童養護】 親子支援:1 家族療法:1	【乳児院】 親子支援:2 家族療法:2 【児童養護】 親子支援:2 家族療法:1	【乳児院】 親子支援:2 家族療法:2 【児童養護】 親子支援:3 家族療法:1	【乳児院】 親子支援:4 家族療法:2 【児童養護】 親子支援:3 家族療法:1
⑥	一時保護専用施設の整備施設数	一時保護専用施設 (ユニット)整備: 1か所	一時保護専用施設 (ユニット)整備: 3か所	一時保護専用施設 (ユニット)整備: 4か所	一時保護専用施設 (ユニット)整備: 5か所	一時保護専用施設 (ユニット)整備: 9か所
⑦	児童家庭支援センターの設置施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
⑧	里親支援センター、里親養育包括支援 (フォースタリング)事業の実施施設数	里親支援センター: 4か所 里親養育包括支援事 業:0か所	里親支援センター: 4か所 里親養育包括支援事 業:0か所	里親支援センター: 4か所 里親養育包括支援事 業:0か所	里親支援センター: 4か所 里親養育包括支援事 業:0か所	里親支援センター: 4か所 里親養育包括支援事 業:0か所
⑨	妊娠婦等生活援助事業の実施施設数	令和7年度から実施する妊娠婦等生活援助事業の状況を踏まえて必要数を検討				
⑩	市町村の家庭支援事業を委託されている 施設数(事業ごと)	児童育成支援拠点事業: 700 人 子育て短期支援事業: 1,464 人日 養育支援訪問事業: 609 人	児童育成支援拠点事 業:700 人 子育て短期支援事業: 1,451 人日 養育支援訪問事業: 610 人	児童育成支援拠点事 業:700 人 子育て短期支援事業: 1,450 人日 養育支援訪問事業: 612 人	児童育成支援拠点事 業:700 人 子育て短期支援事業: 1,449 人日 養育支援訪問事業: 614 人	児童育成支援拠点事 業:700 人 子育て短期支援事業: 1,460 人日 養育支援訪問事業: 617 人

# (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

## ポイント

令和4年改正児童福祉法により、令和6年度から従来の自立援助ホームを児童自立生活援助事業所Ⅰ型、児童福祉施設等で行う当事業を児童自立生活援助事業所Ⅱ型、ファミリーホームや里親で行う当事業を児童自立生活援助事業所Ⅲ型として、事業が拡充された。また、社会的養護自立支援拠点事業が創設され、社会的養護経験者等への自立支援の重要性がより一層明確となっている。

## 取組方針

児童自立生活援助事業を実施するとともに、令和6年度から大阪府、堺市と合同で社会的養護自立支援拠点事業を実施している。計画期間においても、これらを適切かつ積極的に推進していく。また、入所中や退所後のこどもへのアンケートの結果をふまえ、退所後の不安を軽減できるよう取り組みを実施する。

資源	定量的な整備目標					
	R7	R8	R9	R10	R11	
児童自立生活援助事業の実施個所数(Ⅰ～Ⅲ型 それぞれの入居人数)	(Ⅰ型) (Ⅱ型) (Ⅲ型)	6か所 38人 5か所 10人 9か所 13人	6か所 38人 5か所 10人 9か所 14人	6か所 38人 5か所 10人 11か所 15人	6か所 38人 5か所 10人 11か所 15人	6か所 38人 5か所 10人 11か所 15人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	

## (11)児童相談所の強化等に向けた取組

### ポイント

計画的に児童福祉司及び児童心理司の増員配置を進めるとともに、研修の実施等による専門職の人材育成に取り組んでいる。また、こども相談センターの複数設置についても、整備計画どおり進めてきた。

### 取組方針

こども相談センターの体制強化に取り組むとともに、職員の専門性の向上を図る。また、こども相談センターの市内4か所体制に向けて、中央こども相談センターの移転建替に引き続き、東部こども相談センターの開設、南部こども相談センターの再整備に向けて取組を進める。

資源		定量的な整備目標				
	R7	R8	R9	R10	R11	
① 第三者評価を実施している児童相談所数	—	—	—	毎年度1か所	毎年度1か所	
② 児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司189人 児童心理司69人	児童福祉司190人 児童心理司78人	児童福祉司190人 児童心理司86人	児童福祉司190人 児童心理司94人	児童福祉司190人 児童心理司94人	
③ 市町村支援児童福祉司の配置数	1人 ※児童福祉司配置数の内数	1人 ※児童福祉司配置数の内数	1人 ※児童福祉司配置数の内数	1人 ※児童福祉司配置数の内数	1人 ※児童福祉司配置数の内数	
④ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数	34人 ※児童福祉司配置数の内数	34人 ※児童福祉司配置数の内数	34人 ※児童福祉司配置数の内数	34人 ※児童福祉司配置数の内数	34人 ※児童福祉司配置数の内数	
⑤ 医師の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	各センターに配置	各センターに配置	各センターに配置	各センターに配置	各センターに配置	
⑥ 保健師の配置数	5人	5人	5人	5人	5人	
⑦ 弁護士の配置数(常勤・非常勤の内訳を含めて)	常勤2人	常勤2人	常勤2人	常勤2人	常勤2人	
⑧ こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修(児童福祉司任用後研修等)の受講者数	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講	【児童福祉司任用後研修】 児童福祉司任用後2年目以降の職員を対象に順次受講	
⑨ 専門職採用者数	増員配置の中で必要な数	増員配置の中で必要な数	増員配置の中で必要な数	増員配置の中で必要な数	増員配置の中で必要な数	

## (12)障がい児入所施設における支援

### ポイント

障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要がある。

### 取組方針

障がい児入所施設に対して、入所している障がい児の状況、支援体制、施設の改修や建替計画等について適時ヒアリング調査を行う。各施設の状況に応じて、ユニット化等により、入所児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう働きかけていく。

# 計画の進捗管理

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

## 計画関連施策の実施

- 各事業の進捗状況を確認

## 指標

- 毎年度数値を確認

- 社会的養育を取り巻く環境の変化を確認

目標の達成状況等を踏まえつつ、引き続き施策を推進するとともに、本計画の評価を行う。

社会的養育専門部会において、毎年度、計画関連施策について報告し、意見を聴取することで進捗を管理するとともに、必要に応じて見直しや改善を図るため、指標の数値の変化を確認しながら、目標の達成に向けて施策を推進する。